○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百十二号)(抄)薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表

				別	
十 八 六 百 二	五百一二~十八	番 号		表	
1 非静注インフュ	(略)	医療機器の名称			改
一 T 〇六 〇 一	(略)	日本工業規格	基		正案
診療において、経尿 で液を注入するため で液を注入するため がること。	(略)	使用目的、			×.
するために 田 び 経 展 が に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に 。 に		効能又は効果	準		
				別]表	
(新 設)	五百一二~十八	番 号			
(新設)	(略)	医療機器の名称			現
(新設)	(略)	日本工業規格	基		·
(新設)	(略)	使用目的、			
		効能又は効果			